

議事の公開について(案)

本会の議事運営については、次のとおりとする。

1. 議事

会議の議事は、原則として公開とする。ただし、個人情報を保護する場合や、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるなど、特別の事情があるときは、非公開とする。

2. 会議資料

会議の配布資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報を保護する場合や、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるなど、特別の事情があるときは、非公開とする。

3. 公開の方法

一般のアクセスが可能な古賀市のホームページに掲載し、公開する。